

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第九項の規定に基づき、電波法施行規則の規定により無線通信規則付録第十六号に掲げる書類の備付けに代えることができる方法を次のように定め、令和〇年〇月〇日から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第五百六十六号（電波法施行規則第三十八条第五項の規定により総務大臣が別に告示する方法を定める件）は、令和〇年〇月〇日限り、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

無線通信規則付録第十六号に掲げる書類に代えることができるものの内容を、その有効期間を付して総務省電波利用ホームページ（<https://www.tele.soumu.go.jp/>）に掲載する方法

○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第十項（第四十五条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電子申請等により、同規則第三十八条第十項各号に掲げる書類に係る電磁的記録を提出した無線局及び同規則第四十五条の三第一項第二号に規定する添付書類又は同条第四項の書類に係る電磁的記録を提出した高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を次のように定め、令和〇年〇月〇日から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第三百二十三号（電子申請等により、添付書類等に係る電磁的記録を提出した無線局及び高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を定める件）は、令和〇年〇月〇日限り、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

- 1 総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された添付書類等に係る電磁的記録（以下「添付書類等に係る電磁的記録」という。）の写しであることを総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）が証明した書面を備え付けておく方法

- 二 免許人又は高周波利用設備の設置者（代理人による申請の場合は、代理人を含む。以下同じ。）が添付書類等に係る電磁的記録を印刷した書面を備え付けておく方法
- 三 免許人又は高周波利用設備の設置者が添付書類等に係る電磁的記録を電磁的方法により記録し、当該記録を必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておく方法
- 四 第一項から前項までに掲げる方法に準ずる方法であつて、無線局又は高周波利用設備の数、設置場所その他の条件に照らしてこれらの管理上合理性があると総務大臣又は総合通信局長が認める方法

○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条の三第一項の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第千十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件）の一部を次のように改正し、令和〇年〇月〇日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
「一 略」 一 業務書類等の備付場所の特例 次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けておかなければならない無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する書類（免許状を除く。）を同表の下欄に掲げる場所に備え付けておくことができる。			「一 同上」 一 業務書類等の備付場所の特例 次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けておかなければならない無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する書類（一の項、二の項、三の項及び六の項に掲げる無線局については、免許状を除く。）を同表の下欄に掲げる場所に備え付けておくことができる。		
	無線局の種別	備付場所		無線局の種別	備付場所
「一～三 略」			「一～三 同上」		
四	その他の無線局（移動するもの（船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局を除く。）に限る。）	常置場所	四	宇宙物体に開設する無線局	無線従事者の常駐する場所のうち主なもの
			五	無人方式の無線設備の無線局（移動するものを除く。）	無線従事者の常駐する場所又は当該無線局を管理する場所
			六	その他の無線局（移動するもの（船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局を除く。）に限る。）	常置場所
「注 略」			「注 同上」		
「三 略」			「三 同上」		
備考 表中の「 」の記載は注記である。					

○ 総務省告示第 号

別紙 3－4

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の二(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の二(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

各 出 巡			各 出 巡		
第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第三条第十号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5 G（設備規則第三条第十五号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局を除く。）の検査実施要領			第1 [同左]		
1 無線従事者の資格及び員数			[1 同左]		
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績	検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[1 略]			[1 略]		
2 選任されている無線従事者の従事事実	選任されている無線従事者が、当該無線局に従事しているかどうかについて、無線業務日誌その他の従事の実事が確認できる書類により確認する。	従事の実事がないと確認できるときは、「不可」とする。	2 [同左]	選任されている無線従事者が、当該無線局に従事しているかどうかについて、無線業務日誌その他の従事の実事が確認できる書類により確認する。	[同左]
[3 略]			[3 略]		
2 法第60条の時計及び備付書類等			2 法第60条の時計及び備付書類等		
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績	検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
法第60条の時計及び備付書類等			法第60条の時計及び備付書類等		
[1 略]			[1 略]		
2 備付書類			2 備付書類		
(1) 免許状（電子免許状、電磁的記録による電子免許状の写し及び書面による電子免許状の写しを含む。以下同じ。）	備付け（無線航行移動局にあつては <u>掲示を含む。</u> ）の有無等を調べる。	備付け（無線航行移動局にあつては <u>掲示を含む。</u> ）の有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。	(1) 免許状	備付けの有無等を調べる。なお、免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けているときは、当該写しを表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる（無線航行移動局を除く。）。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。
(2) 無線業務日誌	1 備付けの有無を調べる。 2 使用が終わった日から2年間保存されているかどうか調べる。 3 必要な記載事項が記載されているかどうか調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。	(2) 無線業務日誌	[同左]	[同左]
(3) その他の書類 免許申請書の添	備付けの有無の適否を調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」と	(3) その他の書類 免許申請書の添	備付けの有無の適否を調べる。なお、当該書類が電磁的方	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不

付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し（包括免許に係る特定無線局にあっては、法第27条の6第3項の届出書の写し）		する。
--	--	-----

注 備付書類が電磁的記録によるもの場合は、当該記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3 無線設備等

- 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関係		
(1) 免許人の氏名又は名称並びに住所	免許状及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
(2) 無線設備の設置場所（常置場所）	無線設備の設置場所（無線電中継装置の設置場所を含む。）を免許状及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
〔2 略〕		

〔一の二～三 略〕

第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領

〔1 略〕

2 法第60条の時計及び備付書類等

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
-------	--------------	-------

付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し（包括免許に係る特定無線局にあっては、法第27条の6第3項の届出書の写し）	法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	可」とする。
--	--	--------

注 免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けている場合又は当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3 無線設備等

- 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関係		
(1) 免許人の氏名又は名称並びに住所	免許状又はその電磁的記録による写し（無線航行移動局を除く。）及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
(2) 無線設備の設置場所（常置場所）	無線設備の設置場所（無線電中継装置の設置場所を含む。）を免許状又はその電磁的記録による写し（無線航行移動局を除く。）及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
〔2 同左〕		

〔一の二～三 同左〕

第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領

〔1 同左〕

2 法第60条の時計及び備付書類等

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
-------	--------------	-------

〔 1 略〕		
2 備付書類		
(1) 免許状	備付け及び <u>掲示の有無等を調べる。</u>	備付け及び <u>掲示の有無等</u> が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
(2) 無線業務日誌	1 備付けの有無を調べる。 2 使用が終わった日から2年間保存されているかどうか調べる。 3 必要な記載事項が記載されているかどうかを調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
(3) その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し、変更の届出書の添付書類等の写し、船舶局局名録等	備付けの有無及び <u>現行化の適否を調べる。</u>	備付けの有無が法令の規定を満足しない <u>とき</u> は、「不可」とする。

注 備付書類が電磁的記録によるもの場合は、当該記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3 無線設備等

一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関係		
(1) 免許人の氏名又は名称並びに住所	免許状及び申請書の添付書類（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
(2) 無線設備の設置場所	免許状及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
〔(3)～(5) 略〕		
〔 2 略〕		

〔二・三 略〕

第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地

〔 1 同左〕		
2 備付書類		
(1) 免許状	<u>備付けの有無等を調べる。</u>	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
(2) 〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
(3) 〔同左〕	備付けの有無及び <u>現行化の適否を調べる。</u> なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる備え付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しない <u>とき（注）</u> は、「不可」とする。

注 当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備えていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3 無線設備等

一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関係		
(1) 〔同左〕	免許状及び申請書の添付書類（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	〔同左〕
(2) 〔同左〕	免許状及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	〔同左〕
〔(3)～(5) 同左〕		
〔 2 同左〕		

〔二・三 同左〕

第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地

局及び陸上移動中継局並びにローカル 5 G の基地局の検査実施要領

[1 略]

2 法第60条の備付書類

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 免許状	備付けの有無等を <u>調べる。</u>	備付けの有無等が法令の規定を満足しない <u>とき</u> は、「不可」とする。
2 その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し（包括免許に係る特定無線局にあっては、法第27条の6第3項の届出書の写し）	備付けの有無の適否を <u>調べる。</u>	備付けの有無が法令の規定を満足しない <u>とき</u> は、「不可」とする。

注 備付書類が電磁的記録によるもの場合は、当該記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3 無線設備等

- 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関係		
(1) 免許人の氏名又は名称並びに住所	<u>免許状及び申請書の添付書類等（写しを含む。）</u> により、その記載事項を照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。

局及び陸上移動中継局並びにローカル 5 G の基地局の検査実施要領

[1 同左]

2 法第60条の備付書類

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 免許状	備付けの有無等を <u>調べる。</u> なお、免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けているときは、当該写しを表示できる <u>備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。</u>	備付けの有無等が法令の規定を満足しない <u>とき（注）</u> は、「不可」とする。
2 [同左]	備付けの有無の適否を <u>調べる。</u> なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる <u>備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。</u>	備付けの有無が法令の規定を満足しない <u>とき（注）</u> は、「不可」とする。

注 免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けている場合又は当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3 無線設備等

- 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関係		
(1) 免許人の氏名又は名称並びに住所	免許状又はその電磁的記録による写し及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	[同左]

(2) 無線設備の設置場所	無線設備の設置場所を免許状及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
[2 略]		
[一の二～三 略]		
備考 表中の [] の記載は任意である。		

(2) 無線設備の設置場所	無線設備の設置場所を免許状又はその電磁的記録による写し及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	[同左]
[2 同左]		
[一の二～三 同左]		

附 則

(施行期 日)

- 1 この告示は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から五年を経過する日までの間は、この告示による改正前の平成二十三年総務省告示第二百七十八号第1の2の表、第1の3の1の表、第2の2の表、第2の3の1の表、第3の2の表及び第3の3の1の表の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

○ 総務省告示第 号

別紙 3 - 5

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の二(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の二(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

出 発	出 発																				
[1 略] 2 法第60条の時計及び備付書類等 登録検査等事業者等規則別表第7号及び施行規則第40条に規定する条件に適合していることを確認する。当該確認において、備付書類が電磁的記録によるもの場合は、当該書類を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該書類を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。 3 無線設備等 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。） <table border="1"> <tr> <th>点検の項目</th><th>具体的な点検の実施方法等</th></tr> <tr> <td>1 無線局事項書関係</td><td></td></tr> <tr> <td>(1) 免許人（予備免許を受けた者を含む。）の氏名又は名称並びに住所</td><td>免許状（電子免許状、電磁的記録による電子免許状の写し及び書面による電子免許状の写しを含む。以下同じ。）又は予備免許通知書（電子予備免許通知書（予備免許通知書のうち電子処分通知等（施行規則第38条第4項に規定する電子処分通知等をいう。以下同じ。）に係るものであって、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。</td></tr> <tr> <td>(2) 無線設備の設置場所（常置場所）</td><td>無線設備の設置場所（無線電中継装置の設置場所を含む。）を免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。</td></tr> <tr> <td colspan="2">[(3)・(4) 略]</td></tr> </table>	点検の項目	具体的な点検の実施方法等	1 無線局事項書関係		(1) 免許人（予備免許を受けた者を含む。）の氏名又は名称並びに住所	免許状（電子免許状、電磁的記録による電子免許状の写し及び書面による電子免許状の写しを含む。以下同じ。）又は予備免許通知書（電子予備免許通知書（予備免許通知書のうち電子処分通知等（施行規則第38条第4項に規定する電子処分通知等をいう。以下同じ。）に係るものであって、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	(2) 無線設備の設置場所（常置場所）	無線設備の設置場所（無線電中継装置の設置場所を含む。）を免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	[(3)・(4) 略]		[1 同左] 2 法第60条の時計及び備付書類等 登録検査等事業者等規則別表第7号及び施行規則第40条に規定する条件に適合していることを確認する。なお、免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けているときは、当該写しを表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べるものとする（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局を除く。）。 3 無線設備等 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。） <table border="1"> <tr> <th>点検の項目</th><th>具体的な点検の実施方法等</th></tr> <tr> <td>1 無線局事項書関係</td><td></td></tr> <tr> <td>(1) 免許人（予備免許を受けた者を含む。）の氏名又は名称並びに住所</td><td>免許状若しくはその電磁的記録による写し又は予備免許通知書及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。</td></tr> <tr> <td>(2) 無線設備の設置場所（常置場所）</td><td>無線設備の設置場所（無線電中継装置の設置場所を含む。）を免許状若しくはその電磁的記録による写し又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。</td></tr> <tr> <td colspan="2">[(3)・(4) 同左]</td></tr> </table>	点検の項目	具体的な点検の実施方法等	1 無線局事項書関係		(1) 免許人（予備免許を受けた者を含む。）の氏名又は名称並びに住所	免許状若しくはその電磁的記録による写し又は予備免許通知書及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	(2) 無線設備の設置場所（常置場所）	無線設備の設置場所（無線電中継装置の設置場所を含む。）を免許状若しくはその電磁的記録による写し又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	[(3)・(4) 同左]	
点検の項目	具体的な点検の実施方法等																				
1 無線局事項書関係																					
(1) 免許人（予備免許を受けた者を含む。）の氏名又は名称並びに住所	免許状（電子免許状、電磁的記録による電子免許状の写し及び書面による電子免許状の写しを含む。以下同じ。）又は予備免許通知書（電子予備免許通知書（予備免許通知書のうち電子処分通知等（施行規則第38条第4項に規定する電子処分通知等をいう。以下同じ。）に係るものであって、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。																				
(2) 無線設備の設置場所（常置場所）	無線設備の設置場所（無線電中継装置の設置場所を含む。）を免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。																				
[(3)・(4) 略]																					
点検の項目	具体的な点検の実施方法等																				
1 無線局事項書関係																					
(1) 免許人（予備免許を受けた者を含む。）の氏名又は名称並びに住所	免許状若しくはその電磁的記録による写し又は予備免許通知書及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。																				
(2) 無線設備の設置場所（常置場所）	無線設備の設置場所（無線電中継装置の設置場所を含む。）を免許状若しくはその電磁的記録による写し又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。																				
[(3)・(4) 同左]																					

(5) 船舶又は航空機関係事項	
ア 船舶局	免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書等と照合し、確認する。
イ 航空機局	免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、航空機登録証明書、耐空証明書等と照合し、確認する。
〔2 略〕	

〔注 1・2 略〕

〔一の二・二 略〕

三 総合試験

〔略〕

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
〔1・2 略〕		
3 地上基幹放送局	(1) 免許状又は無線局事項書の写しに記載された放送区域内における受信状況を確認する。 〔(2)・(3) 略〕	〔略〕
〔4～6 略〕		

〔注 1・2 略〕

備考 表中の [] の記載は省略される。

(5) 船舶又は航空機関係事項	
ア 船舶局	〔同左〕
イ 航空機局	免許状若しくはその電磁的記録による写し又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、航空機登録証明書、耐空証明書等と照合し、確認する。
〔2 同左〕	

〔注 1・2 同左〕

〔一の二・二 同左〕

三 総合試験

〔同左〕

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
〔1・2 同左〕		
3 地上基幹放送局	(1) 免許状若しくはその電磁的記録による写し又は無線局事項書の写しに記載された放送区域内における受信状況を確認する。 〔(2)・(3) 同左〕	〔同左〕
〔4～6 同左〕		

〔注 1・2 同左〕

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和〇年〇月〇日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日から五年を経過する日までの間は、この告示による改正前の平成二十二年総務省告示第二百七十九号第二項並びに第三項第一号及び第三号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。